

### 3：憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けていた状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するため最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備してきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を探ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において②これを排除し、我が国存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないときに③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ぜる際には、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることが法案に明記することとする。

← 集団的自衛権行使の解釈変更の立法事実である「国民の生命等が根底から覆される」とが現実に起り得るかについては述べられていない。

内閣法制局  
昭和四十七年十月十四日

集団的自衛権と憲法との関係

(参・決委(昭四七・九・一四)における)  
水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第五十一条、日本国との平和条約第五条<sup>(1)</sup>、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国との共同宣言<sup>(2)</sup>第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、

当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一直じて、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、國権の發動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場にたつてゐるが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同乗にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」とことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利についてでは、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることからも、わが國がみずから生存を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持して

の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じてゐるとはとうてい解されないのであつて、それは、あくまで外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえざるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

# 昭和47年政府見解

8

昭和四七年一〇月五日起案	昭和四七年一〇月七日決裁	主査	早坂
長官	第一部长	参事官	參事官補
次長	總務主幹		
集団的自衛権と憲法との関係について			
參議院決算委員会（昭和四七年九月二十四日）から提出要要求りあり			
大標記の件について、別紙のとおりとおりのにて、これを			
同委員会に提出しておきし。			
内閣法制局			

參議院決算委員会要求資料

内閣法制局  
昭和四七年十月四日

集団的自衛権と憲法との関係について

（參決委（昭四、九、一四）にけり水口議員要求の資料）

昭和四七年十月四日

早坂

（密接な）  
国と連帶關係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃してはいかねばならず、実力をもつて阻止すること  
が正当化されると、地位を有して、るものとされてなり。

（密接な）  
国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

平成28年10月20日 参議院外交防衛委員会  
民進党・新緑風会 小西洋之

下付  
297

御高義を仰ぎます。	（備考）
外務省と協議済である。	
第五条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則	（連邦）
を宣明したものと思われる。そして、わが国が右の集団的自衛権を有してゐることは、國家である以上、当然と	（自衛権上）
言はなければならぬ。	
ところ、政府は、從来から貫して、わが国は国際法	

（あらゆる）上集団的自衛権を有してゐるとしても、國权の發動として

これを行使することは、憲法の答認下の自衛の措置

の限界をこえるものであつて許されないと立場につけ

て、うが、これは次のように考へて基づくものである。

憲法第九条は、同条に「いかなる戦争を放棄し、」

口中の戦力の保持を禁止して、るが、前文に記して

金在界の国民が、平和のうちに生存する権利を有す

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を

その基本原則とする憲法が、右に「自衛のための措置を

無制限に認めてゐるとは解されないのである。それ

は、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からえられると、テ

急迫、不正の事態に対処し、

利を守るために止むを得ない措置としてはじめて答認

メ

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸

福追求に対する國民の権利については、國政の上で、

最大の尊重を必要とする」旨を定めて、ることから

わが國が今すこりの存立を全うする

民が平和のうちに生存することまでも放棄して、は、のであつて

自國の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとらんと

禁じて、る

6

この措置は、右の事態を排除するためとされるべき最

限度の範囲にとどまるべきものであります。そとにとすれ

ば、わが憲法の下で武力行使を行ふことが許される

のは、わが國の領土又は國境に対する急迫、不正の

侵害に対する場合に限られるのであつて、したがつて、他

に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容

とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されは、と

# 防衛庁 政府見解

昭和四七年一〇月一三日 起案

昭和四七年一〇月一三日 決議

主張

二

長

官印

第一 部長

司

参事官

了

總務主幹

四

参事官補

參議院決算委員会水口宏三委員より防衛省に  
対し提出要旨ありて標識の資料（別添）にて、  
同件から当方の見解を求むられに依り検討したところ

内閣法制局

る、当方にはて併に異を申し立てたりに及ばずと考  
えたり、ハリカ。

御高敷を仰せます。

參議院 水口宏三議員要求資料

防衛庁  
47.10.14

## 自衛行動の範囲

- 憲法第9条のものにおいて許容されている自衛権の發動については、政府は、従来からいわれた自衛権發動の3要件（わが國に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
- わが國に対する外部からの武力攻撃がある場合、わが國の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部から武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のものにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような

## 自衛行動の範囲について

1. 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、從来からいわゆる自衛権発動の3要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適當な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
2. わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であつても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
3. いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の境界との関連で問題とされてきたものであるので、このような観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもつて武裝した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。
4. わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもたお座して自滅を待つへしということが憲法の逸旨とするところとは解し得ず、どのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最少限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法律的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきものである。
5. さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうであるかを明確にされたいとのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段、態様等により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論することは適当でないと思われる。一方、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれる所以国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階において憲法論としては抽象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。

2016年(平成28年)

9月19日

月曜日

敬老の日

第3種郵便物認可

## 社説

Editorials



安保法1年

## まだ「違憲」のままだ

1年前のきょう未明、全国各地での反対行動のなかで、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立した。

「違憲法制」との批判に対し、安倍首相は「これから粘り強く説明を行っていきたい」と語った。だが、その後の姿勢はその言葉とはほど遠い。

野党5党が国会に提出した廃止法案の審議に与党は応じなかつた。夏の参院選でも首相ら与党幹部の言及は限られた。

一方で、自衛隊は安保法による新任務の訓練を始め、政府は着々と運用に動きだしている。この1年、北朝鮮は核実験やミサイル発射を重ね、中国の軍拡や海洋進出も続く。日本周辺の情勢をみれば、安全保障環境は厳しさを増している。

だが、安保法の違憲の疑いは、1年たったからといって晴れるわけではない。参院選で与党が

勝つても、廃止を訴えた野党が負けても合憲にはならない。

安保法については違憲訴訟が続いている。自衛隊は世論の後ろ盾を失いたまま任務の遂行を求められる。そんな事態は避けねばならない。

なぜ「違憲」なのか。国会審議をおさらいしておく。

政府は一貫して「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場をとってきた。2年前に「転じて「行使できる」と唱え始めたときの論述は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した1972年の政府見解だ。

ところが、この見解の結論は「集団的自衛権は行使できな」い」なのだ。その文章を変えることなく、解釈を百八十度ひっくり返した。

理由を問う民進党の小西洋之参院議員らは、内閣法制局長官は「(見解の中に行使容認の)

法理としては当時から含まれていた」などと答えた。

けれど、72年以降の歴代政権も内閣法制局幹部も「行使はできない」と答弁し続けてきた。昨夏の週刊朝日の取材に、72年当時の幹部は「これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていない」など語った。

政府の説得力を欠く。

政府の説明は説得力はなく理解がつた」と述べた。

だが、朝日新聞の今春の世論調査では、安保法が憲法違反と思う人は50%、違反していないと思う人は38%。安保法に賛成の人は34%、反対は53%。国民は納得していない。

政府が安保法の運用に向か

なか、臨時国会が26日に始ま

る。憲法審査会でも他の委員会でもいい。与野党は安保法を改めて論じあうべきだ。

2016・9・19

出典：平成28年9月19日朝日新聞社説より小西洋之事務所作成  
平成28年10月20日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

年、「憲法立派」の疑いは消えず、既成事実化だけが進む。戦後日本の平和主義とは何か。その原点に立ち返るべきである。

与野党譲賞が入り乱れる混亂の中、安倍政権が委員会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」したと強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が同法に基いて新たな任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねようとしているのだが、その土台が揺らいでいれば、いつかは崩れてしまう。その土台とは當然、日本国憲法である。

說社

2016 · 9 · 20

東京新眉

中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
TEL 03-8505 8505 FAX 03-66101221

法の合憲性が認められたと看做えるのは早計だわ。」  
「司法とは、「數の力」を理由として見過さずわけにはいかない違憲性があるからだ。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めているとは言えないのか、あらためて検証してみたい。

安保関連法には、武力で他国を攻撃したり、他国同士の戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が盛り込まれている。安倍内閣が二〇一四年七月一日からこれを定めたところだ。

決する手段としては、

戦後制定された法律

の行使、武力に  
対する武力攻撃を、自國が直接攻  
撃されていないにもかかわらず、  
国際紛争を解  
いては、主権國家として有しては  
いるが、その行使は専守防衛の範  
は永久に放棄す

の閣議決定に基づいて、  
自ら認めたものだが、  
歴代内閣が長年にわた  
つて憲法違反との立場  
を堅持してきた「集団  
的自衛権の行使」を、

## 憲法は拭い去れまい

安保法成立1年

的自衛権と憲法との関係の検証には到底、耐えがたい。  
安堵内閣は、自衛権行使の要件として挙げてゐる「外國の武力攻撃」の本來の在り方に戻すことは、集団的自衛権の行使を認めた閣議決

憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が貫いてきた安保政策の根幹をなすが故に、との批判は免れまい。成立から一年がたつとも、多くの憲法学者の専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続いているのは当然である。

これが、日本國民だらう二百万人の犠牲を出し、交戦国といふまはず、近隣諸国にも多大な犠牲を強いた先の大戦に対する痛切な反省に基づき、國際的な宣言と重つてこゝに記され。その後、日米安全保障条約で米軍の日本駐留を認め、実力組織で團を超えて、計られぬ、ところが歴代内閣の立場である。日本に対する武力攻撃は實力排除しても、日本が攻撃されなければ、海外で武力を行使する」とはない。日本國民の血肉とした専守防衛の平和主義は、戦した日本の「國のがたれ」でもある。

に見直しがあるが、安倍政権は、自民党が悲願としてきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させていた。憲法の一部だが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法と憲法の危機」を直視すべきである。

ある四箇条を持つことは至ったが、しかし、安堵の構造は日本が直接自衛権の行使は日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「保守防衛」を貫いてきた。本国と密接な関係にある外国に襲われる明白な危険がある場合

の見解作成に関わった人は、集団的自衛権を想定したものではない」と記している。

出典：平成 28 年 9 月 20 日  
東京新聞社説より小西洋之事務所作成

平成 28 年 10 月 20 日  
参議院外交防衛委員会

## 連続核心評論

2016選挙

&lt;4&gt;

れるとの新解釈を打ち出し「衛権」の行使は憲法上可能だと主張した。

安倍政権が最大のよりびととしてきた72年見解の作成に内閣法制局第1部長として

方程式の変数が違えば解もおのずと異なると言わんばかりに、72年見解の「基本的な論理」に「安全保障環境の変化」という新たな「変数」を認め込み、全く逆の結論を導き出したのだ。

に変化しており、安倍政権の主張するように新たな脅威への対処は確かに必要だ。

しかしながらといって、解

この2年間いろいろ考えたが、いまだに、ふに落ちないことがある。集団的自衛権行使に道を開き、国会で昨年採決が強行された安全保障法制の大本をなす2014年7月1日の閣議決定だ。

この閣議決定やその後の政府答弁が集団的自衛権行使容認の根拠とするのは、197

2年10月に内閣法制局がまとめた政府見解（72年見解）だ。

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的な自衛の措置」を禁じていないとし、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」には必要最

# 崩される「立憲主義」

憲法の前には与党も野党も象には米国などの同盟国も含まれるのか」とストレートに聞いてみた。

「(攻撃対象は)日本のこと(同盟国のこと)は考えてない。改憲を行いたければ、姑息(こそぐ)な手段を選ぶべきではない。国民に真正面からその是非を問う王道を歩むべきだ。かつてない危機感を持つて1票を投じなくてはならない。(共同通信編集委員 太田豊克)

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」と強調。他国への武力攻撃でも状況次第では「日本の存立を脅かすことの認識も表明。米軍が攻撃快だつた。

北朝鮮の核やミサイルの脅威、軍事力を背景にした中国

角田氏（96年撮影）は法務局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めたいなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも答弁している



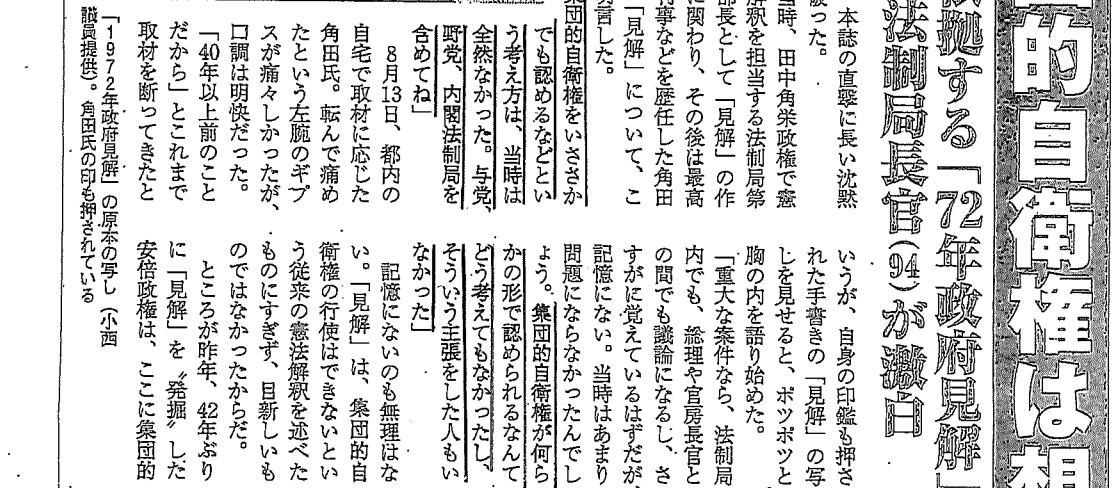
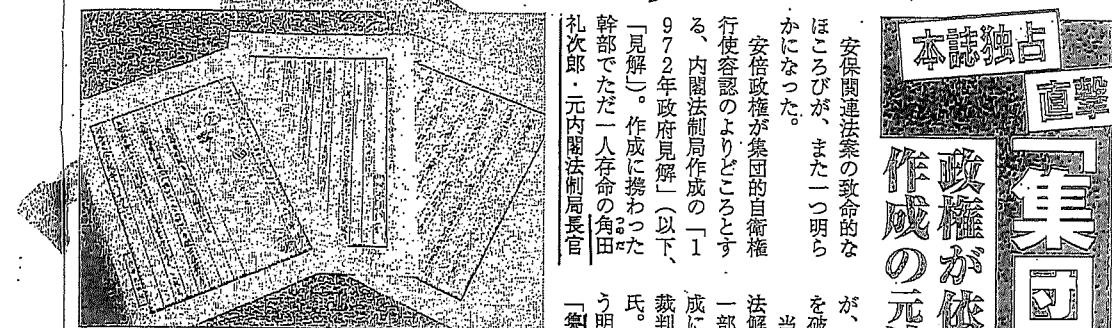
角田氏（96年撮影）は法務局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めたいなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも答弁している  
（他国がほかの国が侵略されているところじうことは、まだわが國が上司で「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決算委員会での社会議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の答弁が、こう答弁しているのだ。  
角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。  
そもそも72年10月7日には、「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決算委員会での社会議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。  
角田氏（96年撮影）は法務局長官（2011年に死去）が、こう答弁しているのだ。  
（他国がほかの国が侵略されているところじうことは、まだわが國が上司で「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決算委員会での社会議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。  
角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。

日本が侵略されていないときにはどうなる、なんて議論は当時なかった。これを根拠に撲滅改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく振り出したものだね」「角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。

そもそも72年10月7日には、「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決算委員会での社会議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の答弁が、こう答弁しているのだ。  
（他国がほかの国が侵略されているところじうことは、まだわが國が上司で「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決算委員会での社会議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。  
角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。

日本が侵略されていないときにはどうなる、なんて議論は当時なかった。これを根拠に撲滅改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく振り出したものだね」「角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。

日本が侵略されていないときにはどうなる、なんて議論は当時なかった。これを根拠に撲滅改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく振り出したものだね」「角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。



自衛権の行使を限定容認する考え方があるとされる。憲法の主張を始めた元総務官僚で、国会でこの問題を過及してしまった小西洋之参議議員が解説する。

「見解」には「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が脅威から守られるべきである」という立場が述べられており、「見解」は、集団的自衛権の行使はできないといふ従来の憲法解釈を述べたものすぎず、目新しいものではなかったからだ。

ところが昨年、42年ぶりに「見解」を「発掘」した安倍政権は、ここに集団的自衛権の対象に含まれる場合があると主張しているのです。

こうした安倍政権の理屈を説明すると、角田氏は苦笑してこう切り捨てた。「横畠裕介・現法制局長官」君がそう言つて、「の!?」そういう分析をした記憶はないし、そういう理解はなかつたと思いますね。

出典：週刊朝日 8月28日増大号より小西洋之事務所作成  
平成28年10月20日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

集団的自衛権は想定外

政府見解の「72年政府見解」(4)が歴史

の考え方があるとされる。憲法の主張を始めた元総務官僚で、国会でこの問題を過及してしまった小西洋之参議議員が解説する。

9月28日

91

# 憲法は変わったのか

〈憲法の解釈〉と〈憲法の変化〉

## ■集団的自衛権の行使容認に係る「新解釈」の成否

ところが、安倍内閣は、七・一閣議決定により、憲法九条の下でも集団的自衛権の行使は容認されるという見解を打ち出し、あっさりと従来の政府解釈を変更してしまった。この憲法解釈の変更に対しては既に多くの批判が寄せられている。ただ、ここで注意を要するのは、一般論として言えば、政府が従来の政府の憲法解釈を変更すること自体は許されないわけではないということである。問題は、その解釈変更（変更後の新たな解釈）が当該条項の解釈として妥当なものであるかどうか、すなわち、制憲者の意図＝当該条項の趣旨・目的に反することなく、その枠内で、本来の意味（原意）を具体化し、補充するものであるかどうかの一点に尽きる。」(1)のようないくつかから見るとき、今回の安倍内閣による憲法九条解釈の変更が解釈として許される限度を超えた不当なものであることは明白である。

安倍内閣は、この七一年見解の①と②を「基本の論理」と称し、それを、「わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」今日の事態に「あてはめる」と、七一年当時の上記③とは異なる結論——すなわち、同盟国等に対する外国の武力攻撃を阻止するための集団的自衛権の行使も憲法上許される——が導かれると主張する。しかし、これは無理筋というものである。

第一に、七一年見解の①②に「自衛の措置」とは個別的自衛権の行使を指している。歴代政府は、憲法九条を、国際紛争を解決するために武力を行使しないという原則を定めたものと捉えつつ、自国防衛のための個別的自衛権の行使としての武力行使だけは例外であるという解釈論を展開してきた。①②の「自衛の措置」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解する」とは牽強付会の説りを免れない。これに対し、七一年見解の当の作成者が正反対のことを証言しているにもかかわらず、それを無視して、あえて「政府見解として横畠内閣法制局長官は、国会審議の中で、七一年の「政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる」と解する」とは參議院外交防衛委員会と強弁している。しかし、七一年見解の当の作成者が正反対のことを証言しているにもかかわらず、それを無視して、あえて「政府見解としての組立て」に着目して独自の主張を繰り広げるような

安倍内閣は九条解釈の変更にあたって、同条が本来どういう規範的意味を有する条項であったか、その趣旨・目的は何かを一切問っていない。ただ単に、一九七一年の政府見解と九条解釈の変更を正当化する根拠たりうるであろうか。

まず、七一年見解は、それまでの政府見解を踏襲し、その上に立つて、憲法上集団的自衛権の行使が許されない所以を説明したものである。すなわち、①憲法は自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置を執ることを禁じていない。②しかし、平和主義を基本原則とする憲法がこの自衛の措置を無制限に認めているとは解されず、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置はこの事態を排除するため執られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。③そ�うだとすれば、憲法の下で武

ことは、重要な憲法解釈を示した政府見解の読み方として到底許されるものではない。(1)でも文言自体ではなく文言を用いた者之意図が重要であることを強調しておきたい。

第一に、仮に七一年見解①②の「自衛の措置」に集団的自衛権の行使が含まれるとすると、「必要最小限度の範囲」であれば集団的自衛権の行使も許されるといふことになってしまつであろう。しかし、七一年当時もそれ以降も政府はそのようなことを容認していない。「自衛の措置」が「必要最小限度の範囲」にとどまらねばならないというのは個別的自衛権の行使に関してのみ説かれてきたことである。集団的自衛権の行使はそれ自体が「必要最小限度の範囲」を超えると考えられてきたのである。(一九八一年五月二十九日第九回国会政府答弁書)。(2)の点からも、七一年の「政府見解そのものの組立て」を根拠に集団的自衛権の行使を正当化することは許されないとが分かるであろう。

(1) 奥平・山口編・前出注(8)・長谷部恭男・杉田敦編『安保法の何が問題か』(岩波書店)。(一〇一五年)・長谷部恭男編『機械・安保法案』(有斐閣)。(一〇一五年)・木村草太『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』(晶文社)。(一〇一五年)等参考に違ひない。

(2) (2)の点については、小西洋之『私たちの平和憲法と解釈改憲のかぶれ』(八月書舗)。(一〇一五年)三一~四四頁が詳しい。

## 野坂泰司

のべる・やかに 法規監修法科大  
學院教授 憲法史。専門は憲法基本  
知識を読み直す「憲法」「新解説」  
『世界憲法』(岩波)。(新解説)など。

# 自衛隊員の服務の宣誓

## 宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法 及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

## 【未定稿】

平成28年10月11日 予算

求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態において、これは、集団的自衛権の、こういう中ににおいてであれば集団的自衛権の行使は、今言つたようなことを用いなければ対応できないのであれば、それは、当然それは当てはまるというふうに我々は考えたところでござります。

○白眞勲君 私、実は稻田大臣とやろうと思つたら、どんどん総理がしやべつてくれるわけとして、私は、稻田大臣の認識を聞こうと思つているのに總理が一生懸命しやべつてくれるという。逆なんだよな。普通は、大体総理が、聞くと大臣が答えるというのが普通なんですけど。

そういう面で本当に思うんですけど、今の総理

の話、ちょっと稻田大臣もよく聞いていてくださいよ。今、こう言つているんですよ、吉國長官は、我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからして、集団的自衛のための行動は取れない。これは、私、政治論として申し上げているんじやないんだと、憲法九条の法律的な憲法的な解釈だと言つているんですね。

つまり、今総理がおっしゃったように、周辺が環境が変わつたとか當時とは違うんだ、それはそうでしょう。しかし、それは政治論であって、憲法九条の法律的な憲法的な解釈としての考え方私は違うというふうに思ひます。それについてど

うでしょうか。防衛大臣。

○国務大臣（稻田朋美君） 憲法九条の解釈として、自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害があつて、他に取るべき手段がなくて、必要最小限度です。これは砂川判決の、唯一の最高裁判決である砂川判決の理論です。それがそのまま昭和四十七年の基本的な論理になつていて、それを今回の変更で変えるものではないということで、全くそれは法律論として変えているものではないといふことでござります。

○白眞勲君 全然私の質問に答えていませんよ。もう一回答えてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） つまり、砂川判決においては、必要な自衛のための措置とは何かということについては、これはまさに行政府、そして国会にある意味委ねられているわけでござります。

幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対してもどのように対していくかという事について、当てはめにおいて集団的自衛権の行使は行われないということが言われているわけでもございまして、政治論ということではなくて、まさにどのように解釈をしていくか。まさにこれは、国民の生命、そして自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態とはどのような事態かということについて我々は常に考えていかなければならぬこと、こういうことではないかと、このようになります。

○白眞勲君 やはり、ですから、そう当時は集団的自衛権できませんよって言つていて、やつぱりこれは政治論なんですよ。政治論でそういうふうになつたというのは、私は本当にこれは違憲だと思っていますよ。

そういう中で、稻田大臣にお聞きします。

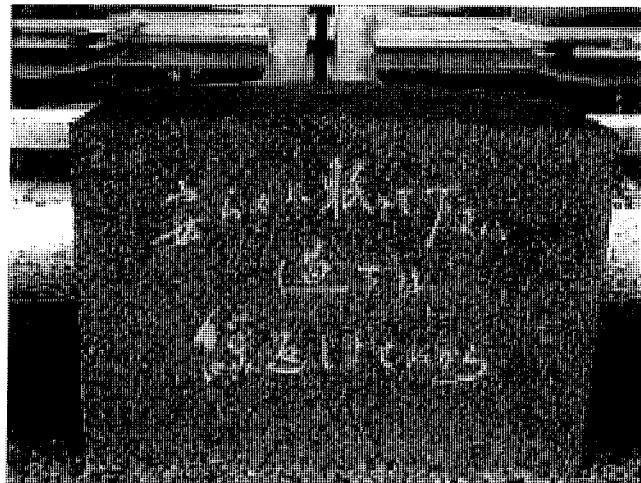
政府が集団的自衛権の行使を認める中での核兵器の使用は憲法上できますか。

その中において、四十七年見解においては、四十七年見解においてはですね、今申し上げた論理に従つて、当てはめにおいて集団的自衛権の行使は行われないと、こういうふうに述べているわけであります。この二番目の基本論理のところでは、基本論理のところにおいて、言わば外国のまさに我が国に対する攻撃ということを限定しているわけではないわけでありまして、あくまで、あくまで、で外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び

## 原爆死没者慰靈碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれていますが、どういう意味ですか？(FAQID-5801)

原爆死没者慰靈碑(公式名は広島平和都市記念碑)は、ここに眠る人々の靈を雨露から守りたいという気持ちから、埴輪(はにわ)の家型に設計されました。中央には原爆死没者名簿を納めた石棺が置かれており、石棺の正面には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれています。この碑文の趣旨は、原子爆弾の犠牲者は、単に一国一民族の犠牲者ではなく、人類全体の平和のいしづえとなって祀られており、その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならないというものです。

広島市は、この碑文の趣旨を正確に伝えるため、昭和58年(1983年)に慰靈碑の説明板(日・英)を設置しました。その後、平成20年(2008年)にG8下院議長会議の広島開催を機に多言語(フランス語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、中国語(簡体字)、ハングルを追加)での新たな説明板を設置しました。その全文は次のとおりです。



広島平和都市記念碑  
(原爆死没者慰靈碑)

昭和27年8月6日設立

この碑は 昭和20年8月6日 世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を 平和都市として再建することを念願して設立したものである

碑文は すべての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り 戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である 過去の悲しみに耐え 憎しみを乗り越えて 全人類の共存と繁栄を願い 真の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心が ここに刻まれている

中央の石室には 原爆死没者名簿が納められており この碑は また 原爆慰靈碑とも呼ばれている